

平成27年1月に、清流長良川の農林水産業推進協議会（会長 玉田和浩長良川漁業対策協議会会長）から、国際連合食糧農業機関（FAO）に対して、世界農業遺産の認定申請をした「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」は、12月15日、イタリア・ローマのFAO本部にて開催された「GIAHS運営・科学合同委員会」において、世界農業遺産として認定されました。

世界農業遺産は、GIAHS（世界重要農業遺産システム）と呼ばれ、社会や環境に適応しながら、長い間、次世代にわたり形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化・景観・生物の多様性などが一体となった、世界的に重要な農林水産業システムを、国連食糧農業機関が認定する仕組みです。2014年までに、13カ国31地域が認定されており、日本では2011年に新潟県佐渡地域と石川県能登地域が、2013年に静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域および大分県国東地域の5地域が認定されており、今回3地域が新たに認定されたことで、国内での世界農業遺産は8地域となりました。



【取り組みの経過】

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 平成26年 7月24日 | 清流長良川の農林水産業推進協議会の設立 |
| 7月28日 | 農林水産省へ申請書提出 |
| 10月31日 | 農林水産省によるFAO認定申請（国内候補）承認 |
| 平成27年 1月 9日 | FAOへ認定申請書提出 |
| 5月25,26日 | FAOによる現地調査（関市では、曾代用水と小瀬鵜飼を調査） |
| 8月29日 | 世界農業遺産国際シンポジウム開催 |
| 12月15日 | 世界農業遺産として認定 |

これまで、世界農業遺産への認定に向けては、岐阜県、長良川上中流域の4市（関市・岐阜市・美濃市・郡上市）および流域の農林水産業関係団体が協力して取り組んできました。今後は認定を契機とした世界農業遺産の活用と、地域のさまざまな関係者によって取りまとめられた、世界農業遺産の保全と持続的な活用のための具体的な行動計画であるアクションプランに基づき、農業・農村振興施策を推進するとともに、伝統的な農業・農法や豊かな生物多様性などを次世代に確実に継承していくため、地域の価値を向上していくことが重要となります。

また、さまざまな活動によって「鮎」「小瀬鵜飼」をはじめ、長良川の水から恩恵を受けている米や野菜などの農林産物も、「長良川ブランド」として高付加価値化が図られることが期待されています。



曾代用水が 世界かんがい施設遺産に登録

10月12日から16日まで、フランスのモンペリエ市にて開催された「国際かんがい排水委員会」において、世界かんがい施設遺産の登録施設の発表があり、曾代用水（関市・美濃市）が、新たに世界かんがい施設遺産として登録され、11月26日には、農林水産省にて登録証の伝達式が開催されました。

世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史と発展を明らかにし、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会に登録・表彰する制度で、2014年から取り組みが始まり、世界で5カ国25施設、日本では13施設が登録されています。登録基準は、建設から100年以上経過しているかんがい施設であることのほか、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に資するもの、構想、規模などが当時としては先進的なもので、卓越した技術であったものなどの基準を満たす施設であることが必要となっています。

この登録により、かんがい施設の持続的な活用と保全、教育機会の提供、維持管理に関する意識向上によって、かんがい施設を核とした地域づくりに寄与することが期待されております。

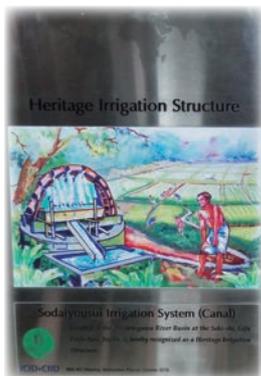
【曾代用水の概要】

複数の藩の領地が入り混じる地域において、藩の主導ではなく、喜田吉右衛門、林幽閑、柴山伊兵衛が私財を投じ、関係農民相互の話し合いにより、4年もの歳月をかけ、水路建設を実現。硬い岩盤は、たがねとノミで掘削し、関市・美濃市を水田地帯へと発展させました。

- 供用開始 1669年
- 受益面積 929ha
- 管理者 曾代用水土地改良区



平成27年度世界かんがい施設遺産登録証伝達式



始めませんか？ごみ減量

～家庭から出る生ごみの減量を応援します～

照会先 生活環境課 ☎ 23-6733

平成28年4月1日から家庭ごみの有料化がスタートします。
家庭から出る、燃やせるごみの約35～40%は“生ごみ”と言われています。
関市では次の制度で、家庭の生ごみの減量を応援します。

生ごみたい肥化装置等購入補助制度

家庭内での生ごみのリサイクルと、庭木の剪定くずなどの有効利用を促進するため、生ごみたい肥化装置およびガーデンシュレッダーの購入費を一部補助します。

種類	電気式 生ごみたい肥化装置	非電気式 生ごみたい肥化容器 (コンポスト)	小枝落葉等粉碎機 (ガーデンシュレッダー)
			
	※画像はイメージです。	※画像はイメージです。	※画像はイメージです。
補助額	購入金額の1/2以内 (100円未満切り捨て) 補助限度額 25,000円	購入金額の1/2以内 (100円未満切り捨て) 補助限度額 1基につき5,000円	購入金額の1/2以内 (100円未満切り捨て) 補助限度額 20,000円
補助基数	1世帯1基まで	1世帯2基まで	1世帯1基まで
買い替え	補助金交付から5年を経過して買い替えた場合は、再度補助を受けることができます。		

- 対象者 市内に住所を有する世帯の世帯主
- 申請方法 専用の申請書および請求書に必要事項を記入、押印の上、次の書類を添付して、生活環境課または各地域事務所の窓口で申請してください。
※申請書と請求書は市ホームページからでも入手できます。
- 添付書類 ①領収書、②メーカー、型番の分かるもの(カタログなど)

関市型ダンボールコンポスト「newグリーンダンボくん」

平成26年7月1日から、関市型ダンボールコンポストの販売を始めています。平成27年7月1日からは、セット内容を見直した「newグリーンダンボくん」を販売しています。
ダンボールコンポストは家庭から出る生ごみを、母材の入ったダンボール箱の中に入れ、微生物の力を借りて「たい肥化」することで、生ごみの減量化につながります。



- 対象者 市内に住所を有する方
- 販売価格 1セット200円 ※2セットまで
- セット内容
 - ・器材(ダンボール製)…本体、ふた、脚
 - ・母材…腐葉土+くん炭
 - ・手作り虫よけ布キャップ
 - ・取扱説明書、アンケート用紙
- 販売場所
 - ・生活環境課窓口
 - ・JAめぐみの ※下記の市内4店舗
(田原支店、せき金竜支店、洞戸支店、関農業サポートセンター津保川営業所)
 - ・NPO法人ふれあいマーケット楽市楽座(関善光寺 茶所「宗久庵」内)



「まずは家庭から、始めてみませんか？」

広瀬 紅美子さん (環境ネットせき)

～グリーンダンボくん開発者のひとり～

「家庭で出た生ごみを、ただ捨てるだけではなく、ちょっと一手間かけることで、肥料として再利用できるのが、このグリーンダンボくんです。微生物の力を借りて分解するので、暖くなる春から始めるのがベストです。

もちろん冬場でも毛布をかけたり、日向に置いたりして利用できますよ。また、米ぬかや古くなった食用油などを入れると、ダンボール内の温度が上がり、微生物の動きが活発になります。

ポイントは空気を入れるために、毎日混ぜ返すことです。そして使用したスコップは、ハエが卵を産みつけないよう、ダンボール箱の中に入れてまめにしてください。

できあがったものは最高の肥料となります。こんなすてきな再利用はないと思います。そして何より、一番のメリットは、ごみ袋の使用枚数が減ることと、軽くなってごみ出しが楽になることです。ダンボールコンポストは誰でも簡単に始められます。また、親子で取り組めば、立派な環境教育にもなりますよ。」



◆このほか、関市では次のような取り組みも行っています・・・

使用済み小型家電のリサイクル

小型家電に含まれる貴金属やレアメタルなどの限りある資源を有効活用するため、家庭での使用済み小型家電65品目について、オレンジ色の回収ボックスを設置、無料回収しています。



■設置場所

生活環境課、西部支所、各地域事務所、木村メタル産業株式会社 (のぞみヶ丘)

■回収できるサイズ

縦15cm未満、横40cm未満、奥行30cm未満

■回収できる家電

携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラなどの小型家電65品目

※詳しくは、ごみ収集カレンダーの最下部、または市ホームページをご覧ください。

ごみ集積場整備事業補助金

ごみの散乱防止、まちの環境および美観の向上を促進することを目的に、自治会などがごみステーションを整備する事業に、補助金を交付しています。事業実施前に申請が必要です。



※モデル例

■対象

市内の自治会または市民による住民自治組織が実施する事業で、費用が1万円以上のもの

■補助内容

事業に要した費用の2分の1の額

(補助限度額：1カ所につき20万円)

※申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

■照会先

清掃事務所 (下有知5488-6 ☎22-0314)



始まります、マイナンバー

平成28年1月から、市役所での以下の手続きには、マイナンバー（通知カード・個人番号カード）が必要となります

担当課	主な手続き	具体的な内容
市民課 ☎ 23-7700	氏名・住所などの異動	●転入、転出、転居、氏名変更 など
国保年金課 ☎ 23-7701	国民健康保険の資格取得・(喪失)	●転入、転出、転居、世帯主の変更、氏名の変更の届出 ●職場の健康保険をやめたとき(加入したとき) など
	国民健康保険の給付	●高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費 ●第三者行為による被害届 ●限度額適用・標準負担額減額認定 ●特定疾病療養受療証の申請 ●食事療養費標準負担額減額差額支給 など
	国民健康保険税	●保険税の減額・免除申請、徴収猶予申請(医療費の一部負担金減免含む) ●非自発的失業者(倒産や解雇等)を対象とした保険税の軽減申請 など
	その他の届出	●高齢受給者証一部負担金割合の変更申請 ●保険証の再発行 など
税務課 ☎ 23-8893	軽自動車税	●軽自動車税減免 など
	個人市県民税	●個人市県民税申告書(マイナンバーの記載はH28年分の申告からです。) ●個人市県民税減免 など
	法人市民税	●確定、予定(中間)、修正申告書(H28.1.1以後に開始する事業年分から) ●更正の請求書(H28.1.1以後の請求から) ●減免申請書(H28.1.1以後の申請から) など
	固定資産税	●非課税に関する申告 ●納税管理人の申請 ●減免申請 ●住宅用地の申告 ●被災住宅用地の申告 ●償却資産に関する申告 ●新築住宅等に対する減免適用に係る申告 など
子ども家庭課 ☎ 23-7733	児童扶養手当	●児童扶養手当の認定請求、現況届、変更届 など
	特別児童扶養手当	●特別児童扶養手当の認定請求、現況届、変更届 など
	児童手当・特例給付	●児童手当・特例給付の認定請求、現況届、変更届 など
	保育園などに関する手続き	●入園申込、支給認定申請、現況届、変更届 など
高齢福祉課 ☎ 23-8993	後期高齢者医療の資格取得(喪失)	●転入、転出、転居、世帯主の変更、氏名の変更の届出 など
	後期高齢者医療保険の給付	●高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、移送費の支給 ●限度額適用認定の申請、特定疾病認定の申請 など
	後期高齢者医療保険 その他	●住所、氏名などの変更があったとき ●基準収入額適用の申請 など
	介護保険の資格取得(喪失)	●転入、転出、転居、世帯主の変更、氏名の変更の届出 など
	要介護・要支援認定	●要介護・要支援の認定を受けたいとき など
	介護保険の給付	●高額介護サービス費、高額介護合算療養費の支給 ●負担限度額認定の申請 など
	介護保険 その他	●保険料の減免・徴収猶予申請 ●住所氏名などの変更があったとき など
福祉政策課 ☎ 23-9032	障がい福祉サービス(児・者)	●障がい(児・者)福祉サービス ●移動支援事業 ●日中一時支援事業 ●日常生活用具 ●補装具 ●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 など
	福祉手当	●特別障がい者手当・障がい児福祉手当の認定請求・現況届 など
	障がい者手帳	●身体障がい者手帳(新規・更新など) ●精神障がい者保健福祉手帳 など
	生活保護	●生活保護の手続き など
	福祉医療費	●子ども医療費、重度心身障がい者医療費、母子・父子家庭等医療費受給者証 交付申請(転入・更新を含む) ●精神科病院入院者1/2助成受給者証の交付申請 など
	戦没者特別弔慰金など	●戦没者特別弔慰金 など
都市計画課 ☎ 23-8121	市営住宅(特定公共賃貸住宅を含む)	●市営住宅への入居申し込み ・同居者の異動、同居承認 ●入居者の入居承継許可の手続き ・家賃額の決定、減額 など
保健センター ☎ 24-0111	養育医療	●養育医療の給付(支給)申請 など
	妊娠の届出	●妊娠の届出 ●母子健康手帳の交付 など



手続きの際は、本人確認書類が必要です

通知カードで申請などの手続きをする際には、本人確認書類を一緒に持参してください。

カードの種類	本人確認書類
通知カード 	写真付きの場合 … いずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障がい者手帳、在留カード、特別永住者証明書 写真がない場合 … いずれか2点以上 健康保険証、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 氏名と住所もしくは生年月日が記載されたものの内、適当と認めるもの
個人番号カード 	個人番号カードは、このカードのみで個人番号と本人確認の両方が可能です。 ※個人番号カードは、希望する方が申請する事により発行されるものです。 ※個人番号カードは、平成28年1月から順次交付されます。



個人番号カードの受け取り方法を紹介します



住民票の住所に通知カードとともに届いた個人番号カード交付申請書を使用して、郵送またはスマートフォンやパソコンによるWEB申請を行うと、交付通知書（はがき）が自宅に届きます。



必要なものを持参の上、**必ず本人が窓口にお越しください。**

交付場所は、交付通知書（はがき）に記載されています。

交付場所の変更（例：市民課→地域事務所・西部支所）は3日前までにご連絡ください。

必要なもの

交付通知書（はがき）、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

本人確認書類とは…

運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カードなどの写真付きの場合は1点

健康保険証、年金手帳、学生証、介護保険証、預金通帳 など（氏名と住所または生年月日が記載のもの）の場合は2点以上



交付窓口で**暗証番号を設定**しますので、暗証番号はあらかじめ考えておいてください。

※簡単な数字の並びや生年月日など憶測されやすいものを登録しないでください。

署名用電子証明書	英数字6文字以上16文字以下で設定できます。 英字は大文字のAからZまで、数字は0から9まで利用でき、いずれも1つ以上必要です。
利用者証明用電子証明書 住民基本台帳 券面事項入力補助用	数字4桁 左の3つの項目に対し、同じ暗証番号を設定することも可能です。

☆市民課では夜間・休日開庁を行います☆

休日	2月 7日 (日)	9:00～12:00	個人番号・通知カードの交付 住民異動・住民票や戸籍などの証明書の発行
	3月 6日 (日)		
	1月30日 (土)		
	2月20日 (土)		
夜間	3月12日 (土)	19:00まで	個人番号・通知カードの交付のみです。 ※住民異動の手続きや住民票・戸籍などの証明書の発行はできません。
	2～3月の木曜日		

◆照会先 カードに関すること＝市民課 ☎ 23-7700 制度全般に関すること＝企画政策課 ☎ 23-7014
マイナンバー総合フリーダイヤル＝ ☎ 0120-95-0178

市民アンケート調査



～せきのまちづくり通信簿～ にご協力ください

照会先 企画政策課 ☎ 23-7014

市では、「もっとしあわせ日本一!」をめざして、市民のまちづくりへの意識などを把握し、政策へ反映することを目的とした市民アンケート調査(まちづくり通信簿)を毎年実施しています。お手元にアンケートが届きましたら、調査へのご協力をお願いします。

◆調査期間／1月中旬予定

◆調査対象／平成28年1月1日現在、関市に居住している18歳以上の市民の方
3,000人(無作為抽出)

■皆さんの声が、関市のまちづくりに活かされます!

この調査の結果など、市民の声が市政に反映されています。

例えば・・・



健康

せき*ミリオンウオーキング手帳

幸福感を判断する際に重視したことは、
すべての年代で「健康であること」がNo.1!



みんなで楽しみながら
健康づくりに取り組める
「しあわせヘルスプロ
ジェクト」を始めたよ



地域
振興

空き家見学会の様子

空き家が増えて、地域の活気が
どんどん無くなっちゃうわ…



関市に移住したいと
思っている若者に、
空き家の現地説明会
を始めたよ



観光

関市PR動画「もしものハナシ」

魅力のある関市をもっと全国に
アピールしてほしいな!



ユーモアたっぷりの
動画を作って「刃物
のまち関」を世界中
に知ってもらったよ



アンケート結果の活用や過去の結果など、詳細は市ホームページをご覧ください。

URL:<http://www.city.seki.lg.jp/0000007521.html>

せきのまちづくり通信簿 検索



SAP★48

48の改革で
V字回復を目指します!

Seki せき行財政改革 Action Plan アクションプラン



始動!

「行政改革推進審議会」とは

- ◆名称 関市行政改革推進審議会
- ◆構成 15人(会長、副会長、委員13人)
- ◆任期 H27～29年度(3年間)



いわさき だいすけ 会長
岩崎 大介 会長
(朝日大学経営学部長)

▷何をやるの?

「せき行財政改革アクションプラン」が計画どおりに進められているかを外部の視点から確認し、さまざまな立場から意見や助言を行うことで、進捗状況や取組内容を審議しながら改革の方向が正しいかを委員の目で厳しくチェックします。

▷どのような人たちなの?

審議会委員は、公募で選ばれた「市民」、市内で活動する「市民団体の代表」、大学や民間から「学識経験のある方」が選ばれており、それぞれ自分の仕事をもちながら務めていただきます。

岩崎会長からのメッセージ

関市は、刃物の生産者として分業の工夫をこらすだけでなく、往来する消費地の人々の知恵や経験をも偏見なく傾聴することで、800年近く生き残って地域ブランドを創り上げてきた全国でも珍しいまちです。この市民の遺伝子を活かせば、行財政改革をより実のある、未来への布石とできるはず。地元で志を持ち、行動する人々と知恵を絞りつつ、市の取り組みを厳しく見守り、共感を持ってサポートしていければと思います。

審議会の様子

第3回関市行政改革推進審議会

- ・平成27年10月1日開催
- 行財政改革に関係のある公共施設を視察し、委員自らの目で課題や現状について調査しました。

<視察先>

- ・関市立篠田桃紅美術空間
- ・武芸川温泉ゆとりの湯
- ・武芸川老人福祉センター



「関市立篠田桃紅美術空間の現状」について説明

市民参加型の行財政改革の取り組み

主な取り組み内容

- ・平成27年8月5日開催
「関市地域女性の会連合会」の皆さんと勉強会
- ・平成27年10月5日開催
「市政見学×行財政改革」バスツアー(公共施設の見学)
- ・平成27年10月20日開催
子育て支援センター「ははこぐさ」を利用する皆さんと勉強会



「武芸川温泉の民間譲渡」について説明

おわりに

本年度からスタートしたアクションプランは、平成29年度までの3年間で進めていきますが、この計画には市民の皆さんにご協力をお願いする改革もあります。関市の将来を担う子どもたちに、ツケを回さないためにも、目の前にある問題や課題を解決し、市民の皆さんと一緒に、「日本一あわせなまち関市」の実現に向かって改革を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

◆照会先 秘書広報課 ☎23-7710

関市駅伝競走大会交通規制にご協力を

■規制日 1月17日(日)

■規制内容 区間全面車両通行止め(①~⑨)

区間片側交互通行(⑩)

■規制時間と規制区間

※規制時間：午前10時~11時30分

▽① E地点から諏訪神社前交差点まで

▽② E地点からF地点まで

▽③ D地点からE地点まで

▽④ C地点からF地点まで

▽⑤ C地点からD地点まで

※規制時間：午前10時~10時45分

▽⑤ F地点から諏訪神社前交差点まで

▽⑥ 諏訪神社前交差点からA地点まで

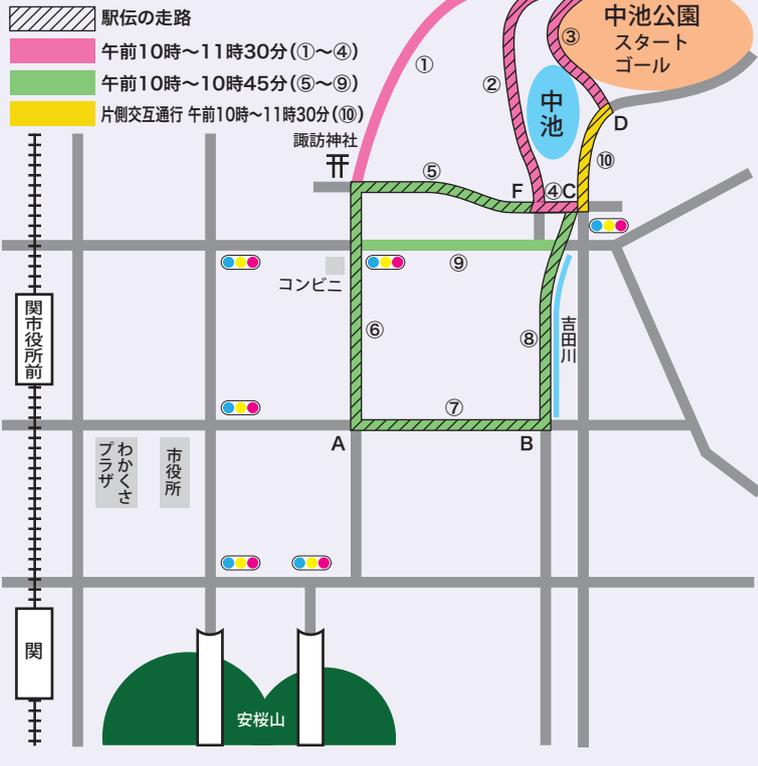
▽⑦ A地点からB地点まで

▽⑧ B地点からC地点まで(吉田川沿い西側道)

▽⑨ 塔ノ洞信号交差点から黒屋信号交差点まで

(左の図をご覧ください)

コース略図および交通規制図



照会先 スポーツ推進課 ☎ 23 - 7766 FAX 23 - 7765

申告の準備はお済みですか？

市県民税、所得税の確定申告

2月16日(火) ~ 3月15日(火)

照会先 税務課市県民税係 ☎ 23 - 8893

【事前に計算が必要です】

2月16日(火) から、市県民税の申告、所得税の確定申告を市役所、洞戸、板取、武芸川、武儀、上之保の各地域事務所ですべて受付します。申告期間に入る前に、必要な書類がそろっているかをご確認ください。

【必要書類はおそろいですか？】

申告受付時に準備いただくもの(主なもの)

- 所得がわかるもの
- ・給与、公的年金、企業年金などの源泉徴収票(原本)
- ・事業(農業・営業)所得、不動産所得がある人は、収支内訳書など
- 所得からの控除内容がわかるもの
- ・医療費の領収書
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの保険料払込証明書
- ・障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ・寄附金受領証明書(寄附金控除の申告をされる場合)

【申告受付時間変更のお知らせ】

農業所得、事業所得のある人、土地や建物を貸しているなど不動産所得がある人は、収入や経費を確認後、収支計算を済ました上で、申告会場にお越しください。

関地域の西部ふれあいセンター、田原ふれあいセンター、富野ふれあいセンターでの申告受付は午前中のみ(午前9時30分から正午まで)に変更します。

受付日は広報せき2月号でお知らせします。
※この3会場での申告受付は、今回をもって廃止いたします。

永年勤続優良従業員と卓越技能者を表彰

勤労感謝の日の平成27年11月23日、アピセ・関において「関市勤労感謝祭」を開催し、商工業永年勤続優良従業員44人と、卓越技能者2人を表彰しました。

永年勤続優良従業員表彰は、長年、同じ事業所に勤務し、他の従業員の模範となる方を、卓越技能者表彰は、長年にわたり卓越した技能をもって市の産業の発展と伝統技能の伝承に貢献された方を表彰するものです。

商工業永年勤続優良従業員表彰（35年勤続以上）および卓越技能者表彰された方は、次の皆さんです。（敬称略）

「永年勤続優良従業員」

【50年勤続】

▽(株)スミカマ 伊藤徳雄 ▽(株)ナガセ インテグレックス 波多野義信 ▽鍋屋ハイテック(株) 古川司朗

【45年勤続】

▽関プラスチック工業(株) 末松盛行 ▽(株)関ブロック工業 土屋貞由 ▽(株)トヨーキッチンスタイル 片桐義之
▽鍋屋ハイテック(株) 藤田信太郎
▽(株)野田建設 吉田道雄 ▽フエザイ 安全剃刀(株) 後藤省三 ▽三星刃物(株) 梅田文博、溝口邦彦

【40年勤続】

▽カトー段ボール(株) 旗国彦 ▽河上薬品商事(株) 中山博子 ▽(株)グリーンベル 関工場 長谷部良幸 ▽光和工業(株) 石原慶治 ▽(株)スミカマ 早川寛 ▽青協建設(株) 遠藤博 ▽セイノー工

ステイサービス(株) 長瀬功 ▽(株)トヨーキッチンスタイル 岩見勝昭、梅村武、後藤好和、須田鉦一 ▽ニッケン刃物(株) 増田英雄 ▽林刃物(株) 澤田裕 ▽福田刃物工業(株) 上原春則 ▽ミノノ刃物(株) 太田良成 ▽山口鍍金工業(株) 山田清高

【35年勤続】

▽アテナ工業(株) 佐藤繁、村橋芳昭 ▽カトー段ボール(株) 金山強司 ▽(株)北正 村井岳司 ▽(株)サンクラフト 酒井政則 ▽関商工会議所 松田英俊 ▽関信用金庫 石木俊示、藤井聡 ▽(株)トヨーキッチンスタイル 水川崎道浩 ▽鍋屋ハイテック(株) 水川昌樹、山田俊之 ▽濃飛西濃運輸(株) 西部崇、山本達也 ▽(株)野田建設 岩本明寛、森田師彦 ▽フエザイ 安全剃刀(株) 川崎恵美子、河村久利子、小寺恵子、坂本鉄明、佐藤由美子、長谷川恵三、輪勝秋 ▽福田刃物工業(株) 古田武保、松島繁雄 ▽(株)ブリヂストン 関工場 相澤章浩 ▽(株)マサヒロ 野村弘司 ▽三星刃物(株) 大久保啓子 ▽山口鍍金工業(株) 金子博義

「卓越技能者」

河合定彦(鋸目立工) 辰田勇司(刃物製造工)

◆照会先

関商工会議所 (☎22-2266) 商工課 (☎23-6752)

「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を平成28年4月1日から施行します。

岐阜県における消防団員の被雇用者（サラリーマンなど）の割合は、約80%となっており、被雇用者が消防団に入団しやすく、活動しやすい環境づくりを行うためには、事業主の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要です。

岐阜県では消防団の活動に協力する事業所などを有する法人などを支援するため、事業税減税による優遇措置を導入し、平成28年4月1日から施行します。

1 認定の要件	2 適用税目と期間
次の要件の全てを満たす、知事の認定を受けた法人（資本金もしくは出資金が1億円以下）または個人。 (1) 県内に事業所などを有し、かつ当該事業所などの全てが、市町村が定める「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること。 (2) 県内の事業所などにおける使用人などの内、消防団員が1名以上いること。 (3) 消防団活動について配慮した規定（就業規則など）を整備していること。	○法人事業税 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度 ○個人事業税 平成29～30年度（平成28年～29年の所得に対して課税）
	3 控除の内容
	事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度） [消防団員数が使用者などの1割を超える場合は200万円を限度]

◆照会先 岐阜県危機管理部消防課(消防係) (☎058-272-1122) または危機管理課 (☎23-7736)